

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和2年7月10日（金）午前9時30分～午前10時

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第17号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第18号 農用地利用集積計画書（No.148）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容 別紙のとおり

<p>議 長</p> <p>町 長</p> <p>副 町 長</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、ただ今から令和2年度第4回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行い、会場出入口には消毒液を設置しています。皆様にはマスクの着用をお願いしております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、現委員の任期は7月19日までですが、今日が現メンバーでの最後の農業委員会総会ということになります。</p> <p>公務ご多忙の中、山野町長、山縣副町長にご臨席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思っております。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>(あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>山野町長、山縣副町長は、この後、他の公務がありますので、ここで退席されます。お忙しいところ、ありがとうございました。</p> <p>(町長、副町長 退室)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の署名委員を指名します。</p> <p>署名委員は7番 平井康夫委員と、8番 平井忠行委員にお願いいたします。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第16号から議案第18号の3議案です。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件議題とします。</p> <p>事務局から説明します。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
8 番委員	譲渡人は現在農業をしておりません。譲受人は兄弟で農業されていて、今後も適正に管理されると思いますので、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	申請土地は譲受人の自宅すぐ南の場所で、譲受人が農業をするのに適しています。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2 番委員	譲受人と譲渡人は義理の親子です。譲渡人の自宅の隣に住宅を建て、農業もするという事で問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>17</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;">事案番号2番及び3番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
5 番委員	耕作には不向きな場所で、昨年は保全管理の状態でした。自営業をしている譲受人の作業場への転用です。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
8 番委員	住宅への転用です。排水や日照等、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)

議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>18</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 148) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>議案第18号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p>
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第18号について、計画書どおり決定します。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	確認しました。20年ほど前に農業用倉庫を建築されていて、今回始末書と一緒に提出されています。
議 長	(2) 農地改良届について 地元委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	確認しました。町外の方ですが、長年農業をされています。かさ上げをして、畑として利用します。
議 長	(3) 利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。

美川地区 推進委員	確認しました。田から畑に変更します。
議 長	(4) 農地転用の完了報告書について 地元委員の確認報告をお願いします。
8 番委員	確認しました。申請通り、住宅になっています。
川面地区 推進委員	確認しました。申請通り、露天駐車場になっています。
小田地区 推進委員	確認しました。申請通り、露天駐車場になっています。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。